



会 報

日 食 協

第59号 '89. 1. 1 発行 日本加工食品卸協会 〒103 東京都中央区日本橋室町2丁目5番11号(江戸ビル4階)
電話 東京03(241)6568・6569番 FAX; 03-241-1469

目

次

<ご挨拶>	2
日食協・消費税は“外税”で完全転嫁 ; 賛助会員世話人会で活動現況等を報告	3
◇即引化の進捗で謝意	3
◇返品の実態につき補足調査を実施	4
◇新価格体系の具現化	5
◇円滑な転嫁こそ最大関心事 : 日食協は近々カルテル申請	6
◇ 解説企画 消費税負担のインパクト	7
消費税・物流・国際化等活動は多彩 ; 理事会で下期の活動方針固める	12
運営委員会	
◇消費税は“外税”で徹底 : 支部説明会等も予定	16
◇消費税で日本百貨店協会側とも懇談	17
◇第5回税制実務研究会	17
物流委員会 ; 年明け早々問題点を整備	17
情報システム化委員会	19
◇ネットワーク検討会	19
◇委託事業の調査作業進む	19
支部ニュース	
◇消費税実務問題研修会 関東支部主催で開催	20
◇返品・物流コストの実態調査	21
◇近畿支部で幹事会を開催	21
* * *	
※小網が農林水産大臣賞を受賞	21
缶詰ブランドオーナー会	21
計 報	24

ご挨拶



日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛

年の始めに当たり、ご挨拶申し上げます。

'88年の食品業界は、国内的にもまた国際的にも多くの問題が課せられた年であり、然も終始不安定な状況が続く中で慌ただしく1年が過ぎ去った感じではありますが、今年是企业経営のうえでも、業界活動推進のうえでも、さらに気持ちを引き締めて臨むべき年であると思われま。

日食協では、食品の流通を預かる業界要の団体として、卸業界の基盤を強化し企業経営の健全化を図ることが食品産業の発展と国民の食生活の向上に寄与するとの自覚のもとに、昨年1年間の活動実績を踏まえ、'89年は流通業界が抱えている諸問題の解決に当たりたいと存じます。

卸業界永年の課題となっておりました割戻金即引化につきましては、メーカー各社のご協力のもとに昨年を実施年とさせていただきましたところ、基本契約割戻金、期間契約割戻金に関しての即引化はお蔭さまで順調に進捗し、卸業界の取引合理化のうえで成果を見つつあります。本年は未実施のメーカーには前向きにお取組み願って完全即引化が実現できますよう期待しております。

返品に係る改善問題につきましては、昨年、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会の両協会が策定された「返品に関する自主規制基準」の適用により、返品の取り扱いについての関心が関係業界間で高まって参りましたが、その運用状況と実態を的確に把握するとともに、問題点等を整備し、話し合いの場を通じ、相互理解を深めながら改善対策を進めて参りたいと思ひます。

日食協ではこのたび、流通新時代への会員要請に応え「物流委員会」を設置致しました。

物流業務は、卸売機能の中でも要となっている分野であり、この委員会を通じ、物流に係る調査研究、効率化対策、条件整備、さらには機能開発等を積極的に進め食品卸売業の存在価値をさらに高からしめるべく努力致します。

また、国際化時代への新たな対応機関として「輸入食品小委員会」を商品委員会内に設けました。

この小委員会では、加工食品の輸入に係る情報の収集、調査研究を進め、健全かつ安定した国内の需給活動を推進するよう努めることにしています。

業界の最大関心事とされております消費税導入問題につきましては、導入不可避の場合にあっては、原則ゼロ税率課税の姿勢はいまなお崩しておりませんが、業界間での混乱なきよう「税制実務研究会」において問題点を具体的に拾いあげ、円滑な税率分の完全転嫁が実施されるよう、行政筋あるいは関係業界に働きかけて参りたいと存じます。

数多くの課題を抱えている卸業界ではありますが、今年は一歩一歩着実に問題点をほぐして参りながら、食品流通の新しい基盤を固めたいと念願しています。

日食協・消費税は“外税”で完全転嫁

賛助会員世話人会で活動現況等を報告

年の瀬も迫った13日、午前10時から鉄道会館ルビーホール11階柱の間において第11回賛助会員世話人会を開催した。

この賛助会員世話人会での主な内容としては、①割戻金即引きの進捗状況 ②「返品に関する自主規制基準」の適用状況と今後の対応 ③「新価格体系」の具現化ならびに業界最大の関心事とされている消費税導入に係る価格転嫁（外税）問題等について日食協の活動現況を報告、意見交換した。

日食協ではこの賛助会員世話人会の開催にさきだち、11月29日理事会を開催（別掲12頁参照）し、重点的活動の基本方針を固めたが、特に消費税導入問題に関しては導入反対、一步ゆずるとしてもゼロ税率を原則路線とするとの姿勢は崩さぬまま、しかし導入不可避の場合、日食協は外税方式によることが決議されており、この日の世話人会では完全転嫁を期し、日食協は外税表示で対応する旨が披露された。

***** 即引化の進捗で謝意 *****
* ことし前半でワークの完了を期待 *

開催にさきだち磯内運営委員長より挨拶があり、重点活動の報告についてはテーマ担掌委員会の委員長を中心に経過説明等がなされた。

まず割戻金即引きの進捗状況等について廣田正商品委員長より大要次のような報告があった。

「割戻金即引化はメーカー各社のご理解、ご協力のもとに63年のメーカー営業開始日をもって実施したい旨をご要望申しあげたところ、大方のメーカーから前向きのご対応をいただいている状況にある。

今回の即引きで、基本契約割戻金の部分につい

ては、これは中間的データで恐縮であるが、全体の未収割戻金勘定の中でどの程度のウェイトを占めているかを申しあげると、大体38%から40%の比率に達していると思われる。

もとより、本日までご出席の有力メーカーさまが実施に移されたことにより、全般にわたっても逐次浸透しつつある。

その具体的効果については数カ月を経てあらわれてくる状況にあるが、メーカーのみならず皆様にご配慮いただいたことにより、卸段階にどの程度の資金的プラスがもたらされたか、ただいまそれを調査中である。

なお、参考までに申しあげると10月調査の段階では、全体の未収割戻金勘定については約10%のインパクトがあったとみられる。

従って10%資金量が少なくて済むような状態にあ

り、対象となっている基本部分の40%を100とした場合、少なくとも20~25%程度の効果があったと申しあげることができる。

これは、卸売業にとって大いなるインパクトとなっている。

中間的なデータでこれまた恐縮ではあるが、全国の月末在庫の金額と未収割戻金勘定の金額は大體拮抗するような状況の中にあつて、お蔭さまでこれを全体で見た場合、約1割がインパクトとして現われてきており、ありがたく感じている次第である。

こうした資金的余裕は前向きな投資に振向けてゆくよう心掛けなければならないと思っている。

折角のご配慮をいただいて参ったところで、それが全体的に影響が及ぶよう、ワーキンググループにおいてさらに情報交換を続けるとともに、その他の方々にもいろいろと即引きのご協力をお願い申しあげ、出来得るならば'89年の前半期までには即引きのワークが終るように致したいと希望している。

なお、このことに併わせてご報告申しあげたいことは、かねてから即引化を契機として、それが価格競争に輪をかけるのではないかとの懸念があつたところから、各支部を通じ種々情報を聴取してきたが、現在までのところでは、それらによる問題発生はないとの報告が参っており、その辺の課題は乗り越えることが出来たと思っている。

ここに重ねてご協力いただいたことに対し厚くお礼申しあげたい。」

返品の実態につき補足調査を実施

引続いて同委員長より、「返品に関する自主規

制基準」の適用状況と今後の業界対応等につき、あらまし下記のような報告があつた。

「すでに去る4月に日本百貨店協会、日本チェーンストア協会においてそれぞれ返品に関する自主規制基準を設け適用されているが、日食協では全国8支部を通じスタートした以降の小売業界の動きについて情報の協力をお願いした。

現在、その結果を取りまとめ中であるが、中間段階でのデータで見られる限りでは、小売業からの意志表示は一通り行われたもようであり、目にあまるような返品については、ややブレーキがなかったとの見方である。

問題は、これを契機に少しでもよい方向に進められるよう努力したい旨の報告が寄せられている。

こうした活動を踏まえ、年明け以降、両団体ならびにその他の小売団体との話合いの場を持つようにしたいと考えているが、この返品に関しては59年10月、日食協では流通政策研究所を通じ実態の調査を実施しており、かなり綿密なまとめがされている。しかし、59年の調査であり、現状では多少データが古くなっている個処もあり、その後の状況変化も見られるところから、59年の調査データに若干補足的データを加えれば十分実態が把握できるとの観点に立ち、現在その補足調査を実施中である。

年明けなるべく早い機会にデータのとりまとめを行ない、その数値をもとに今後小売業との話合いに入らせていただきたいと考えている。

この返品問題も、のちほどご報告申しあげる消費税の問題があまりにも大きなテーマとなっており、小売業界との話合いに入るにはやや焦点の絞りにくい面はあるが、一方、公正取引委員会にお

いても、日本の商慣習に関しての外圧的問題を抱えており、返品問題には意を注いでおられるのでこのチャンスに少しでも正常化の方向に結びつきたいと考えている。」

新価格体系の具現化が 円滑な流通・販促に直結

新価格体系の具現化については、食品取引改善委員会の座長である大竹一太郎氏より61年10月17日付会長名で「新価格体系の確立につきご協力をお願い」と題する要望書発信を起点として、メーカー代表8社、卸4メンバー4社の構成による新価格体系構築検討協議会（61年12月設置）を中心に63年3月まで11回にわたる協議を重ね、同年3月31日付きでその実施についての主旨、現状認識そして「定率に加え定額の導入」の具体的提案が示されるまでの活動経過と、提案8カ月を経た現時点におけるメーカー協力の現況等が報告された。

この新価格体系の具現化につき、磯内運営委員長は要旨次のような見解を述べられた。

＜体系の構築が根幹＞

新価格体系については、この賛助会員世話人会の席ですでにご協力のご要望を申しあげてきたところであるが、卸における流通加工作業は頻度を高め、それが日常化してきたということである。すなわち小分け作業あるいは小口多頻度配送、さらには受発注段階での情報処理量の増大等々、卸の作業内容は大きく変容してきた。

最近のデータによると、過去5年間売上高が16～17%の累積増加に対し情報量は約170～180%に達しており、いかに金額が小口化

し伝票枚数が増えたかが判る。

高度成長化時代にあつては、ケースでハンドリングをしていたが、現在はすべてピースに変わって来ており、ピースでなければ商売にならない状況にある。

かつて大手スーパーのトップの話によれば売れ筋商品と言えども大型店舗で売れる商品は、1日8個を上限とするとのことで、従って1ケース納入されては店舗での対応はできないという状況であるとお聞きしている。

このように小口化しなければ商品が流通しない。卸がケースをバラして小口化し配送するということは、その商品の経済循環速度を高め、その商品を売り易くすることになり、延てはそれがメーカーの利得に絡るとする学者の話もあるが、こうした加工費については当然何らかのかたちで反映させていかない限り卸の経営は今後成り立っていかないのであろうとその学者は論じている。

ここで申しあげておきたいことは、日食協が具体的提案の中で定率に加えて定額の導入体系をメーカー各位にご要望申しあげているが、これは、それを補助して欲しいということではない。補なって助けてもらうのではなくして、新しい価格体系の中に定額の物流費と定率のマーヅンとを兼ね備えたものを新マーヅン体系としてメーカーに設定していただきたいという要望であつて、それが体系づけられない限り、これらの流通加工費を卸が消化していくことは不可能であるというのが提案主旨である。

この新しい価格体系の構築がなされないと同様に円滑な流通を望むことは困難であり、またメ

「カーサイドの販売促進にも絡っていかないと考えている。

あるもの本には卸はその日暮しの対応をしていると書いてあったが、何故にその日暮かと申すと、サービスレベルを高めなければならないという得意先側からの強いニーズにより、それが内部の経費増をもたらす経営圧迫する要因ともなってさらに内部の経営に対する見直しをしなければならなくなる。そうした二律背反の中であって動きの取れない状況に置かれ、そのためにその日暮しとなっていると述べているが、現況のままで黙過されていくことになれば、卸の活動はとみに衰退するであろうと思われる。

日食協としては、いまの消費税問題が落着く中で一日も早くみなさまから新価格体系の具現化につきご斟酌賜わることをご是非お願い申し上げたい。」

円滑な転嫁こそ最大関心事

日食協は近々カルテル申請

消費税導入に係る価格転嫁（外税）問題に関しては機内運営委員長より次のような報告説明があった。

「消費税に関する公聴会が12月16日に開催されるという報道もあり、導入止むなしとなってきたように感じている。日食協は、いままで導入反対を標榜してきたが、この消費税がシャープ勧告以来の大型税制改革であり、国家百年の計をたてるために、またそれが長寿社会に向けて必要であるとするならば、これに即応して参らねばならない

のではないかと考えている。

去る7月、日食協の中に税制実務研究会を設け、㈱菱食の取締役市ノ瀬竹久氏にその座長をつとめていただいているが、現在まで5回にわたり研究がなされてきた。

この消費税が導入された場合には、一にかかってこの税の転嫁にあると考えており、その転嫁も外税によって転嫁する方針である。それを内税にした場合、小売上台価格に含まれるためその識別が困難であり、従って小売サイドから値引き要求される懸念も生じてくる。

外税であれば、小売業もレジ最終金額かける3%で、アメリカの州税のごとく1万円の買物をした場合、300円のタクスで1万300円を消費者が払うことになる。このように外税で転嫁することが最も転嫁し易い方法であり、日食協としても、それ以外方法はないのではないかとこの考え方を内部でまとめ、日本チェーンストア協会、日本百貨店協会等との話し合いの機会を過日持った。

日本チェーンストア協会にご承知の通り高丘会長が外税方式によるべきであるとの表明を早くからされておられ、それは消費者の税負担の意識を高めることにもなると申されている。その主旨を協会傘下の会員に伝達してもおられる。一方、日本百貨店協会は、逆に内税を希望しており、理由としてその一つに、百貨店のレジスターの中には1円玉の用意がないこと、もう一つは、外税とした場合、高額商品をメインとしている百貨店としては、消費者の買い控えに合うとの危惧をお持ちのようである。

しかし、その後また聞いてきた情報では、地下1階の食品売場はキャッシュレジスターを別にし、外税とし、呉服、貴金属類等については内税で

対応するとの二本建てという話も伝わってきている。

なお、このほど公正取引委員会の官房企画課を訪れたが、公取委としては外税指導で臨みたいとしており、税法が国会を通過すれば、国家予算でそのお買物に3%の消費税が付加される旨の広報活動を展開したいと申し立てていた。

そしてカルテル申請に関連し、仮りに大手の得意先から消費税分は卸が負担せよとの話があった場合、公取委ではどのような指導をされるのかを伺ったところ、それは独禁法に基づく優越的地位の乱用に明らかに該当し取締るとのことであった。

もちろん、日食協の現在の会員構成では小中企業が全体の3分の2を超えるのでカルテル申請が出来る団体であり、転嫁カルテル、すなわち転嫁が阻害されることのないようスムーズな転嫁ができるための話し合いを認めて欲しい旨、そして卸側への負担強要があって、仮りに会員の中でそれに応ずるような企業が出た場合の指導等についてのお考えを伺ったところ、それらのことについても現在ガイドラインを策定中であるとの説明であった。

以上の如くであり、従ってここでみなさま方にお願ひ申し上げたいことは、メーカー各社におかれても、外税方式をもってご対応賜りたいと希望している次第である。」

運営委員長の報告ならびに協力要請につづいて税制実務研究会座長市ノ瀬竹久氏より過去5回にわたって研究してきた経過につき報告があった。

はじめに税制実務研究会が研究摘出してきた消費税の問題点ならびに今後の推進方法（前号一部掲載）につきその概要を報告のあと、転嫁可能時と不可能時のコスト・インパクトのシミュレーションの内容を具体的に説明した。

税制実務研究会が作成したこのコスト・インパクトシミュレーションについては前号会報12頁に掲載済みであるが、その内容解説を試みて欲しいとの会員要望が多数事務局に寄せられてきているので、このたびの賛助会員世話会ならびに先きにひらかれた11月29日の理事会における市ノ瀬竹久座長の説明内容を併せ収録し、以下に「消費税負担のインパクト」に関する解説版を試みたい。

解説企画 消費税負担のインパクト

税制実務研究会が研究してきた中の最大のテーマは転嫁問題であり、その完全転嫁を期するためにはシステムのどのような業界対応が好ましいかなどの問題を洗い出し、作業整備したものの一つが次に掲げる「消費税負担のインパクト」である。

税制実務研究会では7月にスタートして現在までに5回にわたる研究会を開いているが、研究に入る当初から完全転嫁を図るには外税方式による以外にないとの見方を明らかにし、理事会において日食協は外税路線のカルテル申請を行うことが承認された。

いままで食品は非課税であったが、消費税が導入されれば売上高の3%は当然のインパクトとなる。しかしそれは完全転嫁がなされてのことであり、転嫁を怠り、取引きのうえで安易な対応があるとイン

パクトの数値は予想外にふくれあがったものになる。このことを明確に認知されることが今回、税制実務委員会がシミュレーション作成を急いだ理由の一つでもある。

以下項目を追って前号掲載した「消費税負担のインパクト」を解説しよう。

表1

(単位：万円)

		現行損益計算書	
売 上 高		150,000	
仕 入 高		139,500	
売上利益	7.0	10,500	
販 売 費	0.3	450	
運 賃	1.5	2,250	
給 料 手 当	3.0	4,500	
営 業 費	1.0	1,500	
減 価 償 却 費	0.3	450	
支 払 ・ 受 取 金 利	0.5	750	
雑 損 益	0.1	150	
租 税 公 課 (消 費 税)	—	—	
経費合計	6.7	10,050	
経 常 利 益	0.3	450	

【売上高15億円の卸をモデルとする。】

表-1；基準となる部分を「現行損益計算書」とする。

まず、現在の売上高が15億円の卸売業で売上げ利益率が7%と仮定し、1億5百万円の売上利益があった企業で消費税導入後にどのように変化するかを見ることにしよう。

表-2は消費税導入後、売上高3%転嫁および3%転嫁分仕入した場合の内容である。

売上高および仕入高ともに完全に3%づつ転嫁されてきた場合。

表2

		売上高3%転嫁 3%転嫁分仕入	
売 上 高	◎	154,500	
仕 入 高	○	143,685	
売上利益	7.0	10,815	
販 売 費	○	463.5	
運 賃	○	2,317.5	
給 料 手 当	*×	4,500	
営 業 費	○	1,545	
減 価 償 却 費	*×	450	
支 払 ・ 受 取 金 利	*×	750	
雑 損 益	○	154.5	
租 税 公 課 (消 費 税)	※	184.5	
経費合計	6.71	10,365	
経 常 利 益	*	0.29	450

15億円の売上げに対し4,500万円の消費税を含めると、その売上高は15億4,500万円になる。

仕入高の13億9,500万円も同様にして4,185万円の消費税が含まれて14億3,685万円の仕入高に変化する。

そうなった場合の売上利益は315万円増え1億815万円となる。

この部分の数値は膨らんでいるため、それを伸び率と錯覚する面があるが、このように変化してくる。

次に経費について、まず、販売費は450万円に対して3%の消費税13万5千円を加算することになり463

万5千円。

また、運賃は、67万5千円の消費税がオンされ、2,317万5千円となる。

次の給料手当、これは消費税の対象にならないので、そのままの額が移行する。

なお、住宅費あるいは社宅費については一応割愛し、大項目を中心にすることにしたい。

営業費；3%課税により45万円増の1,545万円ということになる。

減価償却費；消費税は対象外。従って450万円。

支払・受取利息；この項も消費税は対象外。750万円。

雑損益の損失の部分では4万5千円増の154万5千円と経費が増えてくる。

次に租税公課（消費税）；これは184万5千円と記してあるが、この部分は結果論的に生じてくる項目であり、その理由については後述する。

以上、184万5千円の租税公課を含めると、その経費合計は1億365万円となり大きく膨らんでくる。しかし、この膨らみは、経常利益のところそれぞれ転嫁されることになり450万円は変化しない。ただし、率にすると分母と分子の関係で0.3%の経常利益率は0.29%と縮小となるが額としては変わらない。

表-(A)

それを表-(A)で算出内容を示すことにしたい。

◎ 154,500 × $\frac{3}{103}$ = 4,500
○▲148,165.5 × $\frac{3}{103}$ = ▲4,315.5
差引 = 184.5※
* = 6,150
6,150 × 3% = 184.5※

売上げに係る消費税の計算のうち、まず支払いの部分の15億4,500万円に対して、この消費税を計算する場合は、103分の3を掛けたものが消費税という方程式となっており、従って4,500万円となり、売上高の15億円が4,500万円増えて表2の売上高と当然一致することになる。

これに対して、「仕入れ」と称される部分、すなわち○印が付されている部分が消費税にいう「仕入れ」であり、従来でいう仕入高と販売費、運賃、営業費、雑損益を合計すると14億8,165万5千円という計算になる。

これにも同じように103分の3を掛け算し、仕入によって支払った消費税は4,315万5千円であり、従って、ここで払うべき消費税は4,500万円から4,315万5千円を差引いた184万5千円が卸が負担する消費税となる。

この部分が、表2の※印の租税公課と符合してくる。

別の見方をすると、*印の給料手当、減価償却費、支払・受取金利および経常利益の4項目を合計し

た6,150万円に3%を掛けると184万5千円となり、消費税とは言いながらも、ネットを計算していくと、その中身的には付加価値税であると申してもよい内容になっている。

従って、給料手当、減価償却費、支払・受取金利、経常利益に対する3%が消費税として出てはくるが、しかし、これが完全なかたちかと申せば、これらが売上げに算入されているので、3%をすべて消費者が負担するならば経常利益の中では変化がおきないことになる。

以上が完全転嫁が出来た場合のシミュレーションである。

表3

売上高	◎	150,000
仕入高	○	139,500
売上利益		10,500
販売費	○	450
運賃	○	2,250
給料手当	*×	4,500
営業費	○	1,500
減価償却費	*×	450
支払・受取金利	*×	750
雑損益	○	150
租税公課(消費税)	※	179
経費合計		10,229
経常利益	*	271

表3は、消費税導入後、現状のままでそれぞれが負担した場合をシミュレーションしたものである。

現状のまま、すなわちメーカー、卸、小売のそれぞれの段階で負担すると言ったことになるとどう変化するだろう。

その場合、売上高は15億円で変わらない。また仕入高も13億9,500万円変わらず、その他の項目も変わらないかたちとなる。

ところで、表(B)の消費税の算式を見ていただきたい。

表(B)

◎	$150,000 \times \frac{3}{103} = 4,369$
○▲	$143,850 \times \frac{3}{103} = \text{▲}4,190$
	差引 = 179 ※
*	= 5,971
	$5,971 \times 3\% = 179 \text{ ※}$

15億円に対する103分の3で算出すると、現状のままでは4,369万円が消費税となる。

これに対し仕入部分の○印を合計すると14億3,850万円に103分の3を掛けると4,190万円の控除が出来る消費税部分が算出されてくる。

これを引算すれば179万円が消費税の納税額となる。

表1の現行損益計算書の経費の総合計1億50万円に対して、179万円増えた1億229万円の総経費となり、経常利益は179万円減少の271万円と相成る。

前述と同様の算出で、付加価値部分の給料手当、減価償却費、支払・受取金利、経常利益の合計5,971万円に掛ける3%の179万円が差引きで一致する。

このことから、それぞれの段階が負担すると経常利益は4割減少し、0.3%の経常利益が0.18%の経常利益に変化することになる。

表4

売上高	◎	150,000
仕入高	○	143,685
売上利益		4.21 6,315
販売費	○	463.5
運賃	○	2,317.5
給料手当	*×	4,500
営業費	○	1,545
減価償却費	*×	450
支払・受取金利	*×	750
雑損益	○	154.5
租税公課(消費税)	※	53.5
経費合計		6.82 10,234
経常利益	* ▲	2.61 ▲3,919

表4では、極端なシミュレーションを試みた。

売上高では転嫁ができなかったが、しかし、仕入の部分ではすべて3%の転嫁が出来たと言った場合はどうということになるか。

この場合、売上高は転嫁が出来なかったために15億円。仕入高では3%乗せの4,185万円増で、14億3,685万円の仕入となり、売上利益は6,315万円に減少してしまう。

なお、経費については、すべて転嫁されてくる

かたちになるので、表2と同じく3%づつ転嫁されてきたと同じ金額となり、消費税の部分のみが変わってくる。

すなわち、184万5,000円の消費税は53万5,000円に変わり、これを含め経費総合計は1億234万円となり、経常利益にあっては、消費税が転嫁できない部分を含め、経費総合計は1億234万円となり、経常利益が転嫁できないとなると一挙に3,919万円の赤字となってしまう。

表-(C)

◎	$150,000 \times \frac{3}{103} = 4,369$
○▲	$148,165.5 \times \frac{3}{103} = \text{▲}4,315.5$
	差引 = 53.5 ※
*	= 1,781
	$1,781 \times 3\% = 53.43 \text{ ※}$

このことについては表-(C)を参照されたい。

この消費税の税額計算で判る通り、15億円の売上高に含む103分の3の消費税は4,369万円である。

また、仕入高に対する消費税は○印合計で14億8,165万5,000円となり、掛ける103分の3は4,315万5,000円で、差引計算すると納税額は53万5,000円である。

この53万5,000円はすなわち給料手当の4,500万円、減価償却費の450万円、支払・受取金利750万円それに経常利益の3,919万円の赤字をプラス・マイナスすれば、1,781万円となり、その3%の53万4,300円（若干端数違いあり）をここで負担することになる。

大変少ない納税額であるが、4,185万円の利益減があり、売上利益は6,315万円に減少する。

仕入れは転嫁されてきて、売り値が転嫁することができないというかたちになると、経常利益が450万円出ていた企業も3,919万円と逆ザヤになってしまう。

従ってここでははっきり言えることは、取引き上においてきちんと転嫁しないと大変なことになり、いかに転嫁が大事かを認識する必要がある。

以上が、消費税負担のインパクトについてのシミュレーションのあらましであるが、ではその転嫁の方法はどうするのがよいか。

税制実務研究会ではこのシミュレーションにもとづき検討の結果、外税による以外に完全転嫁の方法はあり得ないと結論づけた。

この外税の採用については11月29日開催の理事会でも承認され、卸業界の足並みを揃えることになったが、カルテル申請は日食協も3分の2以上が中小卸企業者による会員構成となっており、外税転嫁カルテルが向う3年間認められる団体として、これから関係方面にもアピールすることになる。

消費税・物流・国際化等活動は多彩

理事会で下期の活動方針固める

11月29日午前11時半から午後3時にわたり、鉄道会館ルビーホール12階明星の間において理事会を開催し、63年4月以降の日食協上期活動の経過報告ならびに下期活動の具体的方針づけ等につき審議した。

第1号議案の63年度上期活動報告としては①割戻金即引化の推抄状況 ②返品問題改善活動の現況 ③輸入食品小委員会の活動 ④新価格体系具現化の現況 ⑤物流委員会・今後の活動 ⑥情報システム化委員会の活動 ⑦缶詰ブランドオーナー会活動状況ならびに第2号議案で、各支部活動状況報告が出席各支部長よりなされた。

下期関連活動としては、第3号議案において業界最重要課題として捉えられている消費税の転嫁問題等に関する件を審議し、日食協としての基本的な対応方針を明らかにした。

これに続く議案としては第4号議案；新規賛助会員の増員に関する件、第5号議案；新規加入会員、退会会員に関する件、第6号議案；収支状況報告に関する件等が諮られ、提出議案のすべてを原案通り承認、従来の重点活動に加え、消費税、物流、国際化対応等に係る活動を新たに組み込み63年度下期の事業を展開することになった。



理事会の開催に当たり、國分会長より要旨次のような挨拶があった。

「役員各位のご尽力により、日食協の63事業年度の上期活動は、厳しい環境の中に置かれながらも、着実に目的に向け作業を進めてきた。

本日の議題は、63年度に入ってから半年の間に各委員会が活動してきた成果を踏まえ、下期活動の基本方向を諮ることが中心であり、みなさまの前向きのご協力をお願い致したい。

日食協の重点活動の中の割戻金の即引化はその後も順調に進捗しており、また返品問題の改善についても自主規制基準が設けられて以来、少しずつ改善の方向に進みつつある。

ご案内のごとく、このたび物流委員会と輸入食品小委員会が新たに設けられ、時代に即応した活動を積極的におすすすめ、組織活動の強化を図ることとなった。

業界最大の関心事となっている消費税の導入問題については、衆議院において法案が通過し、その実施時期も早まる公算が強くなって参ったが、この税率の転嫁問題や、事務処理上の問題は、業界として真剣に、しかも早急に取り組まなければ

ならない状況にある。

業界の、これらの大課題を解決するためには、会員の結束以外に道は残されていないと申しても過言ではなく、本日の理事会を契機に、さらに充実した活動を展開し、食品卸業界の活力を高めて参りたいと念願している。」



この理事会においては、議案順序を変更し、重要議案として提出されている第3号議案の消費税の転嫁問題等に関する件をさきに諮ることになった。

【第3号議案：「消費税」の転嫁問題等に関する件】

まず、磯内運営委員長より、原則的には日食協は現在においても導入には反対であるが、導入されるとすればゼロ税率課税によるべきだとの立場は崩していない旨を述べ、税制実務研究会が4回にわたり研究してきた結果につき基本的方向を説明。税率の完全転嫁を期するためには外税方式による以外ないとの方針を明らかにした。

また、この税率転嫁問題に関し、9月22日に日本チェーンストア協会、11月10日には日本百貨店協会側と意見交換したが、そのもようについて報告し、近々外税方式によるカルテル申請を行うとともに、その徹底については、必要により臨時総

会を開催する用意があり、各支部とも連繫して説明会の場を設けたいと語った。

続いて税制実務研究会が過去4回開催し研究してきた消費税に係る問題点、今後の研究会としてのスケジュール化、ならびに消費税負担のシミュレーションの内容説明に入り、消費税の転嫁部分を仮りに企業利益の中で消費者に代って負担することになった場合の結果はどのようなことになるかについて具体的に解説、完全転嫁の必要性を強調した。(関連記事7頁に掲載)

【第1号議案：63年度上期活動の経過報告】

＜割戻金即引化の進捗状況＞

即引化担当委員会の廣田商品委員長より、63年のメーカー営業開始月からの即引き実施以来、メーカーの即引化対応が現在どのような進捗状況にあるか。また、ワーキンググループが測定中の効果について、中間段階としての報告がなされた。(報告要旨は3頁参照)

同委員会では、この即引化の進捗により、未収割戻金勘定の基本部分が卸売業にもたらす資金的なプラス効果は高まってきたと捉えており、'89年の上期を目標に割戻金即引化の作業を完了したい旨の希望が述べられた。

＜返品問題改善活動の現況＞

返品問題の改善活動も商品委員会が担掌している活動部門であり、廣田商品委員長より、63年4月から運用となった日本百貨店協会、日本チェーンストア協会が設定した「返品に関する自主規制基準」その後の適用状況等につき報告があった。

同委員会では、この自主規制基準の適用実態を各支部の協力を得て情報収集中であるが、かなり返品に関する百貨店、スーパーサイドの理解度は深まり自粛気運にあるとの見方をしている。

また、59年10月に流通政策研究所を通じ全国にわたって返品の実態調査が実施されたが、すでに4年を経過し、当時の実態とは状況変化している面もあり、このたび同様の調査要領により補足調査し、どのような変化があるかのアンケート調査を実施、年明け早々にも結果を取りまとめ、これらの新データをもとに小売業界との話し合いに入りたい旨の方針が述べられ、これを承認した。

＜輸入食品小委員会の活動＞

商品委員会の傘下に置かれた輸入食品小委員会は、去る11月1日に第1回目の小委員会が開られ、今後隔月単位で会合し、国際化時代にふさわしい活動を展開することになっているが、情報の収集、調査研究して輸入食品の適正需給、健全な国内市場づくりに努力したい旨、商品委員長より報告。各理事からその活動に期待が寄せられた。

＜新価格体系具現化の現況＞

61年10月23日に新価格体系構築検討協議会が設置されて以来、11回の協議会を開催、メーカーとの熱心な話し合いを進めたうえ、63年3月31日会長名で「定率に加えて定額の導入」についての書状発進時点までの経過報告、ならびにその後8カ月を経た現在のメーカー対応状況等に関し検討協議会座長大竹一太郎氏より報告があり、続いて運営委員長より、現在の食品流通の環境変化により価格体系も基本見直しが必要となった時代を迎え新

価格体系の構築はメーカー、卸とも前向きに取り組まねばならない課題であるとの旨意を述べられた。(関連記事5頁参照)

《物流委員会・今後の活動》

運営、商品、情報システム化の3委員会に併列した委員会として63年10月17日に発足した物流委員会の今後の活動等について新委員長に就任した田尾孝行氏〔松下鈴木㈱常務取締役〕より報告がなされた。

同委員会は11月10日、第2回目の委員会を正副の委員合同により開催し、物流問題に関する活動内容の絞り込みとスケジュール化について協議、現在委員メンバーから温度帯別、チャンネル別に個別に意見等を寄せ集めることにしており、これを整備したうえで具体的活動を展開する旨が述べられた。

《情報システム化委員会の活動》

松本情報システム化委員会委員長より、まず、61年から3カ年継続実施してきた農林水産省委託事業の「加工食品卸売業情報化標準モデル策定調査委託事業」の最終年を迎えた調査につき報告があり、傘下に置かれているネットワーク検討会の活動状況(基準書の普及、情報システムセミナーの開催)、さらに酒類食品全国コードセンターの取引先コードの初期登録状況、会員加入状況等に関し現況報告が行われた。

《缶詰ブランドオーナー会活動状況》

専務理事より去る7月27日付で官報告示となった食品衛生法施行規則(食品添加物の表示改正)に関する普及活動、缶型指定に変えて定率方式を

採用することになったJAS規格の改正、9月28日開催の缶詰詰取引改善懇談会の懇談結果、輸入食品小委員会と連動して開催した輸入果実缶詰の開缶研究会等について報告。

【第2号議案：各支部活動状況報告等】

出席各支部長より、63年度に入ってからの支部の活動を中心に報告がなされた。

杉野北海道支部長；支部活動を推進するうえにおいてメーカーとの連繫活動が必要であり、特に北海道においてはローカルメーカーとの話合いの場を持つことが望まれる。

北海道支部は、本部連動によるローカルメーカーの賛助会員勧誘に努力し組織活動の充実を図りたい。

澤田東北支部長；6月25日、支部定時総会を開催し、63年の活動推進について協議した。

本部より調査依頼のあった「返品に関する自主規制基準」の適用状況アンケート調査は、各幹事会社を中心にアンケート協力願ひ収集とりまとめを行った。

関東支部；常任幹事より、流通業務委員会を中心に活動してきた内容につき報告があった。

特に同支部が継続実施してきた百貨店・スーパーの返品実態調査(6~8月)、62年度物流コスト実態調査、商品研修会の実施ならびに消費税・その実務問題を研修する会、百貨店へ納入する商品の共同配送の現況等を重点報告。

角間北陸ブロック長；6月21日幹事会および定時総会を開催した。

63年度活動としては、秋期工場見学会を開催した。また返品の是正に当たり、富山県内においてスーパーに対し要望チラシを作成配布した。

ブロック活動を充実するためアウトサイダーを含めての会合の場を設けることも考えている。

東海ブロック；東海北陸支部の東海ブロックについては松田亮次氏（㈱梅澤取締役社長）より報告があり、中部食料品問屋連盟と連動し、業界の主要課題を日食協の活動とその方向づけに沿って進めている旨の報告があり、同問屋連盟でも多大の関心事としている消費税の導入問題に関しては、よい意味でのシステムづくりを日食協本部にお願いし完全転嫁が出来るよう努力したいと語った。

松下近畿支部長；第4回の食品卸団体連絡協議会には近畿支部関係からは京都食品卸同業会と大阪食品卸同業会ならびに大阪府食品卸同業組合が出席し重点活動についての連絡協議を行った。

日食協が創立してからのこれまでの10年間は会員規模も異なり、必ずしも同業間の思いが一つでなかったが、この連絡協議会の話合いの場等を通じ意志疎通が図られ相互の意識が深まってきた。

むずかしい局面に卸が置かれているだけに活動を充実させ、その活動を通じ新規会員の増員に努力して参りたい。なお恒例の沖縄パインアップル缶詰開催研究会が10月7日に開られたが、この研究会に近畿支部は協賛した。

矢部中国支部長；6月7日開催の支部定時総会には、角田顧問と専務理事に出席いただき、角田顧問からは、卸業界の今後に対応すべき基本姿勢ならびに組織を通じての会員結束について話され、本部活動については、割戻金の即引きのその後の進捗状況、返品自主規制基準の運用状況とこれからの業界対応、新価格体系の具現化等々が報告された。支部としては、会員の増員に努力し支部強化を図りたい旨が述べられた。

☆ ☆ ☆

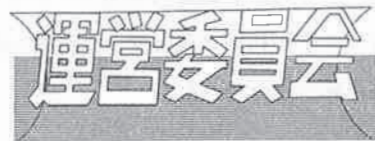
以上1号～3号議案をそれぞれ異議なく承認し下期活動を積極的に展開することになったが、こ

れらの重点活動については12月13日開催の賛助会員世話人会の場で活動の成果を詳細報告する運びとなった。

なお4号議案の新規賛助会員の増員に関する件は、ローカルメーカーの新規加入に際し支部連動による支部活動費規定管理要領の一部修正案を承認し、それぞれの支部が自主的に勧誘活動に当たることが出来るよう規約の整備が行われた。

第5号の新規加入会員、退会会員および第6号議案の収支状況報告については事務局より報告、内容の説明等があり、全員異議なくこれらの議案を承認した。

終りに臨み國分会長より、「本日の理事会で審議された日食協活動がいずれも重要な卸業界のテーマであり、積極的に問題に取り組んで来ていることで会員も自信がついてきたものと思う。消費税の導入問題もその成り行きが心配されるところであるが、外税の方向で業界のコンセンサスが図られ完全転嫁ができるよう会員間の意識を高めるようお互いに努力して参りたい。日食協の会員でない企業にも一緒にこれからの活動に参加していただいて、卸業界がよりよい方向に進むよう役員各位のご協力をお願いしたい」旨述べられ、滞りなく理事会の全議案にわたる審議を終了した。



消費税は“外税”で徹底

支部説明会等も予定

11月29日午前10時から鉄道会館ルビーホール11

階芙蓉の間において、理事会にさきだち運営委員会を開催し、理事会提出諸議案を中心に協議した。

特に消費税問題については、日食協は外税方式によることを明確化し、各支部にも周知徹底を図るため、説明会等を積極的に進めるとともに、導入決定の暁には場合により臨時総会を開催、カルテルを申請して転嫁カルテルへの万全を期したいとの方針が固められた。

続いて旧ろう13日、午前9時から鉄道会館ルビーホールにおいて第11回賛助会員世話人会にさきだち、運営・商品合同による委員会を開催。世話人会での進め方、報告内容等につき協議した。

なお、第11回賛助会員世話人会の報告内容は前掲の通りであるが、割戻金即引き、返品問題の是正の現況報告のあと、消費問題を最重点的に取りあげ日食協の外税方針を明らかにし、メーカーサイドの協力を得よう申し述べることになった。

消費税で日本百貨店協会と懇談

消費税に係る転嫁問題について、運営委員会はさきに日本チェーンストア協会側と9月22日に懇談の場を持ち(既報)同協会が外税方式による意向であることを確認したが、これに続いて、11月10日、運営委員長、商品委員長、税制実務研究会座長、専務理事は日本百貨店協会を訪れ、同協会側が消費税導入問題に関しどのような考え方であるか意向打診するとともに日食協としては外税で対応したい旨の意向を申し伝えた。

この懇談で明らかになったことは日本百貨店協会側は、日本チェーンストア協会側とは異り、高価格商品がメインとなっている関係から“内税”で検討中との考えであり、まだ流動的とは言われながらも、食品卸業界にとっては転嫁の円滑化の

面において問題が残されておりその成り行きが注目されている。

日食協としては、行政の指導を得つつ業界間の話し合いの場を常時設けコンセンサスを図ることに努力する姿勢である。

第5回税制実務研究会

メーカー8社と合同で開催

税制実務研究会では12月9日午後4時から日食協会議室において第5回目の研究会を開催し、消費税導入に伴う企業負担のインパクトについてのシミュレーション、外税方式による転嫁システム等を中心に話し合いがなされた。

今回は、第3回目の研究会でメーカー代表との合同研究会につづき新価格体系メンバーのメーカー8社をまじえ、いままで研究会がとりまとめた結果について中間報告し、メーカーにあってはどのような対応を考えておられるかで意見交換した。なお、日本チェーンストア協会、日本百貨店協会の小売業界サイドがこの消費税問題にどんな方向で検討しつつあるか、公正取引委員会が策定中の転嫁カルテルのガイドライン等々につき座長の市ノ瀬竹久氏より現況説明があり、日食協が方向づけている外税方式への協調を呼びかけた。



アンケート形式で意見を収集

年明け早々問題点整備

10月17日に設置され活動開始となった物流委員

会〔委員長田尾 孝行氏（松下鈴木株式会社常務取締役）では、去る11月10日午後1時半から日食協会議室において第2回目の委員会を開催した。この委員会では、今後委員会で取りあげるべき重点的テーマの抽出とその作業スケジュールを具体的に組むため正副委員合同による委員会とし、①委員会の方向づけに関する件 ②物流コスト算出の具体的検討に関する件などを中心に話し合いが行われた。

☆ ☆ ☆

委員会メンバーの意見交換のうちでそのいくつかの対話を以下に集録して見たい。

- 運賃は現在相当に上昇しつつあり、しかも低価格帯のガサ物の量が増加している。加えて小分けの問題なども従前以上に進行してきた。しかし、物流コストを調査する場合、酒類、食品、チルドとそれぞれに内容が異なり、数値を把握する場合の目安と共通する項目の計算方法を考える必要があるかと思う。
- 現在の無料サービスの物流労務面の調査も行ない段階的に改善の方向を検討し、メーカーに協力をお願いしなければならない部分もある。
- 物流コストについてはチャンネルミクスでは経費の実態は把みにくい。その意味で酒販店、CVS、スーパー、百貨店等のチャンネル別に問題を探る必要がある。
- 小分け問題、リードタイムの短縮問題、定時配送等々については各社共通の課題でもある。これらの経費が売上げの何%を占めるかを算出する作業も考えたい。
- 対得意先、対メーカー、対運送業者の問題や

外部の要因に対しどのようなことを講ずべきか等についても検討したい。

- いままで巷間では物流コストは6.6%との見方があったが、営業倉庫を活用しての物流となるとこの程度では現実におさまらなくなっている。
- 物流コストの算出において各商品単位のコストが把めないと利益把握はでき得ない。いまそのコストを掌握すべき時期に来ていると思うが、得意先では店舗に納入されてくる価格をコストとして見ている。一方卸はラック方式保管のため、その保管料としてのラックの何段目がどれだけの保管料がかかるのか、その辺まで分析している企業は殆んどないと思う。物流サービスレベルの問題も含め研究する要はあろうかと思われる。
- ここ数年のうちにケース単価は500円程度下ってきた。過去1年だけを見ても100円下がっている。こういう状況で率を算出してもあまり意味はない。共通のテーブルに着く場合は、可能な限り金額によって話合うべきであろう。
- 壘詰、缶詰、袋物等を含めた物流コストはたしかに目安とはなるが、例えば壘詰物を大量に扱えば物流費は当然変わってくる。そうした面までを算出するのは望ましいがデータ集計は極めて難しくなると思われる。従ってこれらのことに関連するサンプルを用意しながら検討するなど考えてよいのではなからうか。
- 販売上の値引き競争はないと思われるが、物流面でのサービス競争は相当あるもののように感じている。これを企業が機能と見ているのか、サービスと見做しているのか。こうし

た問題の調整、話し合いも必要ではないか。

- 卸の現状には利益の大半を物流費に投じているが、今後消費税の問題もあり、これとの関連も対応しなくてはならない。

以上のような意見交換のあと協議の結果、チャンネル別、温度帯別、商品別に各委員よりアンケートする形式で意見を寄せ合い、問題点を整備のうえ明春早々の時点で具体的検討に入ることになった。



旧ろう19日午後3時半から日食協会議室において、①農林水産省委託事業調査の中間報告に関する件（別項参照） ②ネットワーク検討会の活動経過報告に関する件 ③下期の委員会活動等に関する件などが諮られた。

この委員会において松本委員長は、酒類食品全国コードセンターと日食協との今後のかかわり合いの問題ならびに新しく設けられた物流委員会が情報システム化委員会と連携を深めたいとの投げかけもあり、どのようなうけとめ方で臨むべきかなどの問題提起がなされた。

ネットワーク検討会の活動状況については、栗原副委員長よりF研等に関連した現況報告があり、'89年以降に委ねられる業界システム化の関連事項につき組織図をもとにした活動内容の説明がなされた。

ネットワーク検討会

11月29日の第27回に続き、旧ろう19日午後4時

半から第28回目のネットワーク検討会を開催し

- ①農林水産省委託事業調査の中間報告 ②在庫システムの検討について話し合いがなされた。

委託事業の中間報告に関しては別記の通りであるが、在庫システムについてはなお十分な協議が必要とされ、近く在庫情報に関する分科会を置くことで意見一致した。この在庫システムの検討についてはこの日午後2時からあらかじめ卸メンバーが集まり、内部打合会が開催された。

なお、次回開催は'89年2月24日午後1時半の予定となった。

情報システム関連メモ

酒類食品全国コードセンター；12月12日午後1時半から日食協会議室において運営委員会を開催。

酒類食品データプール（SDP）；12月13日午後1時半から日食協会議室において運営委員会を開催。

委託事業の調査作業進む 小売業の加工食品流通実態

第3年度の最終調査年度となった農林水産省委託の「加工食品卸売業情報化標準モデル策定調査事業」の諸作業は順調に進みつつある。

11月8日の第5回、12月9日の第6回目のワーキンググループの検討協議に続き、旧ろう20日午前10時から日食協の会議室において第2回目の本委員会を開催し、アンケートならびにヒアリングの調査結果の集計、分析のチェック、報告書のとりまとめ等につき協議された。

今回の調査は61年度の情報システム化の実態、62年度の物流効率化の阻害要因等の調査に続き、「小売業における加工食品の流通実態調査」を農

林水産省食品流通局商業課が実施、回収したものでアンケートの対象は①全国レギュラー・スーパーチェーン ②地域レギュラー・スーパーチェーン ③地方レギュラー・スーパーチェーン ④ボランタリーチェーン加盟の独立スーパー ⑤独立スーパー ⑥コンビニエンスストア等全国1,192店舗に対しアンケート協力を要請したもの。

回答件数は306件に達し予想を遥かに上回った回答率であり、自由回答欄の集計部分では、納入業者数の変化、発注時間経過後の発注理由、発注単位の今後の見通し、無検品システムの実施予定、発注から納品までの間での納入業者に対する要望、返品率の変化、共通取引先コード、標準受発注データ交換フォーマット、統一伝票、自由意見等、幅広い範囲にわたるアンケートとなっている。

この外、主要地域におけるヒアリング調査も行われ、流通業界に取って今後の参考ともなり、そのあり方が解明されることになろう。

なお、報告書の内容としては、①加工食品卸売業の情報化、物流システム化の現況、その情報化促進と物流効率化の方向、②情報化及び物流効率化の阻害要因 ③調査結果にみる加工食品の仕入れ、納品実態と意識 ④小売業調査結果にみる阻害要因 ⑤对小売業を中心とした加工食品卸売業物流システム化、情報化の方向と取引関係のあるべき方向 ⑥望ましい取引関係に向けてなにをなすべきかの提言等を盛り込み報告書としてまとめられることになった。

第3回目の委員会は'89年2月21日が予定されており、3月中には諸作業が終了することになる。

支部ニュース

消費税実務問題研修会を開催

関東支部主催で180名が参加

関東支部では年の瀬も迫った20日午前9時から東京都勤労福祉会館6階会議場において支部主催により、業界に最大の課題を投げかけ注視されている消費税導入問題につき、緊急企画として「消費税実務問題研修会」を開催した。

この日は午前の部、午後の部と二本建てにより午前の部は9時20分から正午まで「消費税・その実務問題を研修する会」と題し、大蔵省主税局税制第2課 坂 篤郎企画官により、まず2時間にわたり消費税法案の内容解説、実務上における具体事例、さらには転嫁に係る諸問題についての詳細な説明があり、終って約1時間にわたる質疑応答が行われ、参加者から積極的な質問がなげかけられ、質疑の一つ一つの的確な応答がなされた。

また午後の部では午後1時15分から「消費税導入に伴う独禁法の関連措置について」と題し、公正取引委員会官房企画課の高橋 祥次課長より1時間にわたりテーマに沿っての講演がなされ、終って午後3時までカルテル申請、転嫁カルテルの具体的事例、違反行為に対するペナルティーの範囲、公取委が検討中のガイドラインの内容等々に関し活発な質疑応答が展開され、実りある研修の1日の日程を終った。

この研修会には年末にも拘らず支部会員を中心に180名が聴講し、時宜を逸せぬ今回の企画に対

し数多くの賛辞が寄せられた。

返品・物流コストの実態調査

関東支部が取りまとめに入る

関東支部・流通業務委員会では、11月25日ならびに12月15日にそれぞれ委員会を開催し、①63年6月～8月の3カ月にわたっての百貨店、スーパーの返品実態の調査結果の取りまとめ、②62年1月～12月の1年間における物流コストの実態調査③消費税研修会に備えての質問事項の抽出等について協議した。

百貨店、スーパーの返品実態調査については概ね報告書として整備がなり、支部長に具申するとともに、本部の返品問題改善のワーキンググループに絡げることになった。

なお、物流コストについては、配送費等につき重点的整備を加えたうえ次回委員会において文書化する運びとなった。

近畿支部で幹事会

近畿支部（支部長松下善四郎氏）では12月9日午後から支部長会社の会議室において近畿支部の幹事会を開催し、去る10月18日に開かれた第4回食品卸団体連絡協議会ならびに11月29日に開催された日食協の理事会の審議結果を中心に報告し、支部としての今後の活動推進につき協議した。同支部では消費税導入問題につき支部独自で勉強会を実施したいとしている。

☆ ☆ ☆

（株）小網が栄えある農林大臣賞を受賞

株式会社小網（取締役社長高梨義郎氏）では

昭和63年度の食品産業優良企業等表彰事業において流通部門から栄えある農林水産大臣賞を受賞することになり、その表彰式典が11月24日午後2時半から東京都港区の虎ノ門パストラルにおいて催され、佐藤農林大臣から高梨社長に直接手渡された。

同社の功績は、①加工食品卸売業の近代化・合理化ならびに加工食品卸売業の組織化に貢献したことによる。



缶詰ブランドオーナー会

缶詰の賞味期間で緊急協議

12月21日、午前9時半から日食協会議室において京在幹事店・在京果実部会メンバーの合同により緊急会合し、①新物みかん缶詰の情報交換 ②缶詰の賞味期間の表示問題につき協議した。

すでに製造が本格化してきた新物みかん缶詰については、別掲の通り実函換算で97万函に達しているが、問題は年明け後の原料動向にあると捉えられ、現在のところ市況は静観ムードにある。

総じてヒネ在庫は消化もようであり、久方ぶりに安定市況で推移している。なお業務用は2号缶150円、1号缶で500円唱えと言ったところ。

缶詰賞味期間の表示問題がまた、浮上してきた。缶詰業界では、業界の統一の見解として果実缶詰は4年。水煮、油漬等は5年を「おいしく食べられる期間」とし、賞味期間表示を行う場合は、こ

の申合せ事項によることとなっている。

しかし、現在まで4年、5年を表示して販売しているブランド事例は見受けられない。

某大手スーパーが個別に各メーカーに表示要請しているのは食品全般にわたっているが、缶詰が果して鮮度管理の上必要な範疇に入るものかどうか。この賞味期間表示問題について(社)日本缶詰協会では12月16日、消費拡大委員会のメンバーが緊急に集まり、その対応を協議したが、結論的なことは出なかった。

缶詰ブランドオーナー会がこの問題について内部協議した段階では、①昭和58年当時から標榜してきた6項目にわたる考え方に変わりがないこと ②他の関係団体との連絡を密にすること ③缶詰のこの種の問題は他の食品の動向を十分に見きわめたいうえで対応されたきこと等の意見であった。

新物みかん缶詰製造状況

日本蜜柑缶詰工業組合では12月10日現在の新物みかん缶詰JAS受検状況をこのほど発表した。

それによるとホール品にあっては次の通りとなっている。

(単位：函数)

	実 函 計	換 算 計
1 / 06	21,763	27,204
2 / 24	17,388	23,648
3 / 24		
4 / 24	792,321	578,394
5 / 48	798	798
5 / 24	81,398	40,699
そ の 他	60,639	23,648

実 函 計	974,307	
換 算 計		694,391
62 年 度 (12.10)	812,694	571,080
61 年 度 (12.10)	929,684	649,752
60 年 度 (12.10)	1,528,931	1,040,384

なお、ブローケン品の鑑定状況は2号2打の実函計が2,021函となっており、前年同期の1万3,443函より大巾減という状況である。

パイナップル缶詰新規輸入割当 部会員メンバーに報知

輸入食品小委員会ならびに缶詰ブランドオーナー会は、通産省の11月5日付公報で「気密容器入りパイナップル」の輸入割当てについて3号3ダース換算で30万函を発券する旨を発表。今回は実績者以外に210トン分を新規割当てにすることになり、日食協では関係会社に対し申請要領等の資料を送付し、その周知を図った。

第40回筍缶詰全国大会 3月3日に大津市で開催

恒例の筍缶詰全国大会は、このほど64年3月3日に大津市の琵琶湖グランドホテルで開催することを日缶協・筍缶詰部会が決定した。

今回で第40回目となるが、主要のテーマとしては①急増する輸入品への対処問題 ②流通サイドから見た販売問題 ③輸入品に関連し原料価格体系ならびに品質管理等への施策などが討議される予定。

年末年始の食料品を安定供給

農林水産省が指導

農林水産省では11月22日付で年末年始における食料品の円滑な供給と価格の安定について、次のような指導を関係団体に対し通達した。

「最近の食料品の価格は安定的に推移しているが、生活必需物資の需要が増大する年末年始においては十分な供給を確保すること等により物価の安定を図る必要がある。

このため政府においては生鮮食料品等の供給を確保すること等各般の施策を講ずることとし、農林水産省においてもその一環として別添の対策を実施する」

なお、別添対策のうち加工食品については、食用油、豆腐、しょう油、砂糖について生産、価格等いずれも前年並みと見込まれる旨を報じている。

カルテル申請で会員名簿を整備

資本金、従業員数も緊急確認の要

日食協では、消費税が導入されるにあたって転嫁カルテルの申請手続きを行うことにしているが、その場合、中小企業会員が全体の3分の2以上を有していなければ申請資格がなくなる。

日食協の現有会員は290社であるが、申請資格を有しているものと見ている。

しかし、手続きを行うためには、近く公正取引委員会が公表することになっているガイドラインにもとづいて申請することになるが、手続き以前に現在の会員名簿を整備し、社名、住所、電話番号代表者名、そして重要なことは資本金ならびに従

業員数を新たに把握しなければならないことである。

中小企業者の定義は卸売業の場合、資本金は3千万円以下、従業員数は100名以下のいずれかを満たせば中小企業の範疇に入る。

日食協では、全会員に対し葉書回答により、これらの確認作業を行うことになり、本号会報郵送に平行し、会員協力の書状を発送することになっている。

公正取引委員会が近くガイドライン公表

公正取引委員会では、「消費税の円滑適正な転嫁に関する独占禁止法等についての手引き」と題するガイドラインの公表準備を進めているが、①消費税の性格と円滑かつ適正な転嫁の重要性、②消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する独占禁止法等の運用 ③手引きの目的と公正取引委員会の基本的立場 ④公正取引委員会に対する事前相談等をはじめに掲げ、「消費税の転嫁の方法の決定」や「消費税についての表示の方法の決定」についての共同行為（カルテル）に関する臨時、暫定的な措置、その他の関連事項を明示する予定と言われる。

これによると、共同行為が事業者団体でおこなわれる場合には、構成事業者の3分の2以上が中小事業者であること、また、事業者団体の連合会の場合には、傘下の事業者団体のそれぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者であることとされている。

また届出の対象となる共同行為は、同じ取引段階の事業者間でおこなわれることが必要であると、従って例えば、ある商品の生産業者が集まったり、ある地域の商店街の事業者が集まって共同行為を行うことはできるが、生産業者の事業者団体と卸売業者の事業者団体が共同して共同行為を行うことは認められないとする。

さらに、消費税の転嫁の決定の具体例として、
①各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定、
②消費税導入後発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
③商品または役務の内容（容量、数量など）を消費税額分変更させて価格を据え置き決定
④消費税額分上乗せした結果、計算上生じる端数を対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の割合などを考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入などにより合理的な範囲で処理する決定等々が示されるもよう。

訃

報

鈴木 崇氏ご逝去

鈴木 崇氏（元松下鈴木株式会社取締役副社長）は旧ろう2日、熱海市の自宅で心不全により逝去された。享年72。

同氏は株式会社鈴木洋酒店の代表者として株式会社松下商店との合併に努力され、現在の松下鈴

木株式会社を大となした創建者の一人であり、全国規模による食品卸団体のなかった昭和40年当時、流通の組織化を痛感され、41年11月全国缶詰問屋協会の設立に発起人として参加。理事ならびに東部政策調査部会長として活躍された。

また、昭和52年5月、全国缶詰問屋協会を改組し現在の日本加工食品卸協会を発足させるに当たっては、その組織化委員会の委員として尽力され創立されるや初代の情報システム化委員会の委員長に就任、酒類食品業界における伝票の統一化を図り、組織の中核にあっては常任理事として卸業界の結束と組織の充実に努められた。

葬儀告別式は12月13日午後1時半から港区芝増上寺会館において関係者多数が参列し故人のご人徳をしのび、しめやかに執り行われた。

喪主は竹内千鶴子さん、葬儀委員長は松下善四郎氏（松下鈴木株式会社代表取締役会長）がつとめられた。

岸田 明氏ご逝去

岸田 明氏（株式会社ヤグチ取締役）はかねて病気療養中であったが、旧ろう8日午前0時20分心不全により永眠された。享年52。

通夜は12月9日午後7時から、告別式は同10日正午から東京目黒区の正覚寺実相会館において関係者多数が参列してしめやかに執行された。喪主は妻の岸田淳子さん。

同氏は日食協の前身である全国缶詰問屋協会当時、果実部会、蔬菜部会等にメンバーとして常時参加し缶詰市況の安定化につとめられた。

